

2021年度②

憲 法

(全 3 ページ)

注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
3. 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
4. 解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。
5. 試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りなさい。

憲 法②

次の問題ⅠまたはⅡのうち1問を選択して解答しなさい。(100点)

解答用紙に選択した問題の番号を記入すること。

Ⅰ わが国において2020年に新型コロナウイルス感染症への感染が広がる際に、感染した者が重篤化したり、感染確認時に既に死亡していたりして、感染者の行動履歴が明らかにならない場合もあったが、感染者がさまざまな事情から行動履歴を明らかにしない場合も多々あった。しかし、感染者の行動履歴が明らかにならないと、感染経路や濃厚接触者がわからず、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の上で大きな障害となったとされている。そこで、202X年、内閣は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の対象である感染症の感染者からその行動履歴が明らかにならない場合に備えて、感染経路や濃厚接触者を割り出し適切な感染防止対策をとることができるように、感染者の行動履歴を知り、有効な感染拡大防止策（感染経路やクラスター発生の可能性のある場所を確認して、感染の可能性のある者に検査を受けるようながす等）を打てるように、感染者の携帯電話の位置情報やクレジットカード使用履歴を収集することができるよう新型インフルエンザ等対策特別措置法を改正する法案をまとめた。

同改正案によれば、都道府県知事は、同法の「新型インフルエンザ等」に感染していると確認された者の行動履歴を知るために必要と考える場合に、当該感染者が感染した疑いのある日以降について、携帯電話会社に対して特定感染症に感染した者の携帯電話の位置情報の提供を求めることができ、また、クレジットカード会社に対して、感染者のクレジットカード使用履歴の開示を求めることができる。こうした都道府県知事の要請に従わない場合には、100万円以下の罰金が科せられる。

この改正案の有する憲法上の問題について検討しなさい。

注) 新型インフルエンザ等対策特別措置法の対象である「新型インフルエンザ等」は、「新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの」である「新型インフルエンザ」等（感染症法

6条7項)と、「人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの」である「新感染症」(感染症法6条9項)をいう(新型インフルエンザ等対策特別措置法2条1号)。新型コロナウイルス感染症は、2020年の新型インフルエンザ等対策特別措置法改正によって追加された同法附則1条の2によって、2年を超えない範囲で同法の「新型インフルエンザ等」とみなすとされた。本問では、この期限が延長され、新型コロナウイルス感染症が「新型コロナウイルス感染症」と見なされ続けているものとする。

II 地方自治法は地方議会議員に対する解職請求・解職投票制度につき定めている。同法の定めによれば、法の定める比率(有権者数40万人以下の場合には3分の1など)を超えた有権者による請求がある場合には、当該議員の選挙区において解職するかどうかの投票がなされ(80条)、その過半数が賛成した場合には議員は失職する(83条)。法律によって、国会議員について同様の解職請求・解職投票制度を設けることは憲法上許されるかについて、地方議会議員に対する解職請求・解職投票制度と対比しつつ論じなさい。

資料 地方自治法

第80条 選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、所属の選挙区におけるその総数の三分の一(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の選挙管理委員会に対し、当該選挙区に属する普通地方公共団体の議会の議員の解職の請求をすることができる。(以下、略)

2 (略)

3 第一項の請求があつたときは、委員会は、これを当該選挙区の選挙人の投票に付さなければならない。(以下、略)

第 83 条 普通地方公共団体の議会の議員……は、第 80 条第 3 項……の規定による解職の投票において、過半数の同意があつたときは、その職を失う。